

札幌市

農業委員会だより

2009.12 発行

第7号

がんばる農家訪問

中田 明宏さん（南区中の沢）



静かに熱く語る中田さん

昨年、南区で新規就農した中田さんは、35aの畑に20種類以上の野菜を無農薬で栽培しています。主力はトマトやゴーヤーで、定番野菜のほかにもエンダイブなど珍しい野菜の栽培にも積極的に取り組んでいます。

サラリーマン家庭に育ち農業とは無縁の生活を送っていましたが、昔おじいさんが清水町で酪農を営んでいたことや、農業に憧れるお父さんの存在が、中田さんを農業へ導くきっかけとなったようです。脱サラするときは、将来の不安から奥さんに泣かれたそうですが、今では経理を担う良き理解者ですと笑っていました。

出荷先のひとつであるホクレンショップ中ノ沢には、藻岩地区の生産者と立ち上げた直売コーナー「もぎたて

市」があります。一緒に売り場に並ぶ先輩農家の野菜について、「ピカピカしていて綺麗なんです。本当にすごい！」と技術の高さに感動する一方、完熟で出荷する中田さんのトマトも糖度が高くなかなか好評のようです。そのほか、月2回ずつ保養センター駒岡と石山中央で行われる朝市にも出店していて、お客さんから「美味しかったよ」と言われることがやはりうれしいとのことでした。

農産物の加工も視野に入れている中田さん、ゴーヤーでペーストを試作し、パン職人さんにパンやマフィンを焼いてもらったそうです。

今後については、「現在6棟あるハウスを増やして経営を安定させたい。また、消費者が求めるものをしっかりとつかみ、経営に生かすためにも、お客さんに直接販売したい。」と話していました。

先輩農家の他にも、野菜のソムリエやレストランのシェフと交流し、広い視野で農業を模索する中田さんに、新しい都市農業の可能性を感じました。



札幌では珍しいゴーヤー

取材を終えて

農業のやりがいと楽しさがしっかりと伝わってくる楽しい取材でした。時季が来たら、お勧めの「トマト鍋」に挑戦してみたいと思います。お忙しい中ありがとうございました。

編集・発行 札幌市農業委員会

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階 Tel 011-211-3636 Fax 011-218-5132

ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/> E-mail nogyo@city.sapporo.jp

新任委員紹介

平成 21 年度に新しく就任した 6 名の委員です。よろしくお願いいたします！

4 月就任 市議会推薦



本郷 俊史

古来、食は命であり、それを支える農業こそ最も大事な仕事です。しかし、後継者不足や農業者の高齢化など多くの課題も抱えています。大消費地の立地を生かした本市農業の発展のため微力ながら尽力してまいります。

委員会で、視察や会合の席で生産者としてのご苦勞を聞くにつけ、「農」に生きる人たちの熱意に感心し、「農」を巡る現状の深刻さに愕然とする。

1次(生産)+2次(加工)+3次(販売・消費)=6次産業へ!!
チャレンジそしてチェンジ!!



猪熊 輝夫

大都市の中で、消費者に信頼される農業のあり方、また農業従事者の皆さんが大いに語り合いながら、先々働きがいのある農業にしたいものです。

頑張ります!!



大嶋 薫

中央区選出の市議会議員です。私の地元は、農地もほとんどマンションに変わり、大きく変貌しています。農業に関して知識はありませんが、精一杯取り組んでまいりますので、ご指導よろしくお願いいたします。



長内 直也

6 月就任 団体推薦



大高 喜代一

石狩地区農業共済組合から選出されました。この度、札幌市農業委員として任命され、その責の重さに驚いているところです。これからは勉強し、皆様の期待に応えられるよう頑張っていきたいと改めて心に誓っております。



金生 洋一

農家の6代目に生まれ、農家を継ぐという宿命の元で育ち今日まで来ました。この度、その農業に対する熱意が天に通じたのか、農業委員になりました。農業関連機関、農業委員の皆さんと共に法令等を遵守して札幌の農業が繁栄、そして将来よい方向に行くよう努力致したく、お引き回し下さいますようお願いいたします。

お疲れ様でした

ご尽力いただきました6名の委員さんがご勇退されました。ありがとうございました。
井上 ひさ子・五十嵐 徳美・小野 正美・高橋 功 (市議会推薦)
中山 俊雄 (石狩農業共済) 長太 義明 (選挙：東区)

農業委員会の仕事

農業委員会が行う業務のうち、農地法に基づく身近な業務を紹介します。

*平成 20 年度に行った業務の概要については、ホームページをご覧ください。

農地を売買したり貸し借りする場合

3 条 → 耕作目的で売買や貸し借りする場合には許可が必要です。

*このほかに、農業経営基盤強化促進法*に基づく方法もあります。

農地を転用する場合

4 条：所有者が自ら転用

5 条：農地を売買・貸し借りして転用

→ いずれも市街化調整区域の農地は許可、市街化区域は届出が必要です。

*違反すると罰則があります。(次頁参照)

平成 20 年度の許可・届出実績

	権利の移動		転用の届出		転用の許可	
	3 条	基盤強化促進法*	4 条	5 条	4 条	5 条
根拠条文	3 条	基盤強化促進法*	4 条	5 条	4 条	5 条
件数	23	68	29	62	1	4
面積 (m ²)	233,487	683,221	41,113	69,852	2,169	4,113

農地法が変わりました！

12月15日に改正農地法が施行されました。新しい農地制度は、これまでの制度体系を維持しながら、農業が抱える問題を解決し、生産者の地位の安定と食料の安全供給を図ろうとするものです。農地を確保し、最大限に利用することが大きな柱になっています。

借り手の範囲が広がります

「農業生産法人」「農作業常時従事者」に加え、次の方も農地を借りることができます。

* 農業生産法人以外の法人

(執行役員のうち1名以上が農業に常時従事)

* 農作業常時従事者以外の個人

ただし、農地を適正に利用しない場合は、貸借を解除されることがあります。

違反転用の罰則が厳しくなります

違反転用した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科されます。

* 法人の場合は1億円以下の罰金になります。

小作料制度が なくなりました

これまで、農業委員会が定めていた標準小作料制度がなくなりました。今後は農業委員会から、前年の賃借料情報を提供いたしますので、契約の参考にしてください。

今年度の賃借料は下表のとおりです。22年度の賃借料情報は4月に公表する予定です。

農地を相続したら 届出を！

相続等によって農地を取得した場合に、届出が必要になります。

詳しくは、農業委員会まで
お問い合わせください。

相続税の納税猶予制度が 見直されました

改正後の納税猶予適用者

市街化調整区域の農地は、終身農地として耕作する必要があります。農地を所定の手続きにより他の人に貸した場合でも、納税猶予が継続されます。

現在の納税猶予適用者

20年間自作により納税が免除されます。市街化調整区域の農地を貸し付けることもできますが、この場合、適用を受けている市街化調整区域内農地の全てを終身農地として使用する必要があります。

賃借料情報 (平成21年度) 平成20年1~12月までに締結(公告)された賃借料水準(10aあたり)

農地区分	平均額	最高額	最低額	適用地域	
田	実績なし*1			市内全域	
畑	東部	11,500	15,000	5,000	北区(篠路町太平・篠路町上篠路・篠路町篠路) 東区(栄町・丘珠町・東苗穂町・東雁来町) 白石区(米里)・豊平区*2・清田区*2
	西部	10,100	13,000	10,000	中央区*2・南区*2・西区*2・手稲区(除:手稲前田)*2
	平野部	7,100	12,000	3,300	北区(新川・新琴似町・屯田町・東茨戸・西茨戸・篠路町拓北 篠路町福移)・東区(中沼町)・白石区(除:米里)*2 厚別区*2・手稲(手稲前田)
	飼料・牧草	1,100	3,300	2,000	市内全域

*1 農地法改正前の農地区分「田」の標準小作料は14,000円

*2 市街化調整区域の全域(記載のない市街化区域内の農地については、近傍類似の農地区分に準じる)

子どもも体験農園

今年は、北区の屯田北児童会館が主催し、小学生とその親計35名が、坂田農業委員会会長の畑でジャガイモ、エダマメ、トウモロコシを栽培しました。長雨と日照不足で生育が心配されましたが、山のように取れるジャガイモやエダマメに子どもたちは大喜び！9月には、児童会館で収穫祭も行われ、グラタンやずんだもちをみんなで作りました。お手伝いした事務局職員も参加し、いっしょにいただきました。とっても美味しかったですよ！

アンケートでは、「もっと農作業がしたい！」という意見がたくさんありました。子どもたちに農業の楽しさが伝わったようですね！



収穫祭の招待状です！
坂田会長が受け取りました



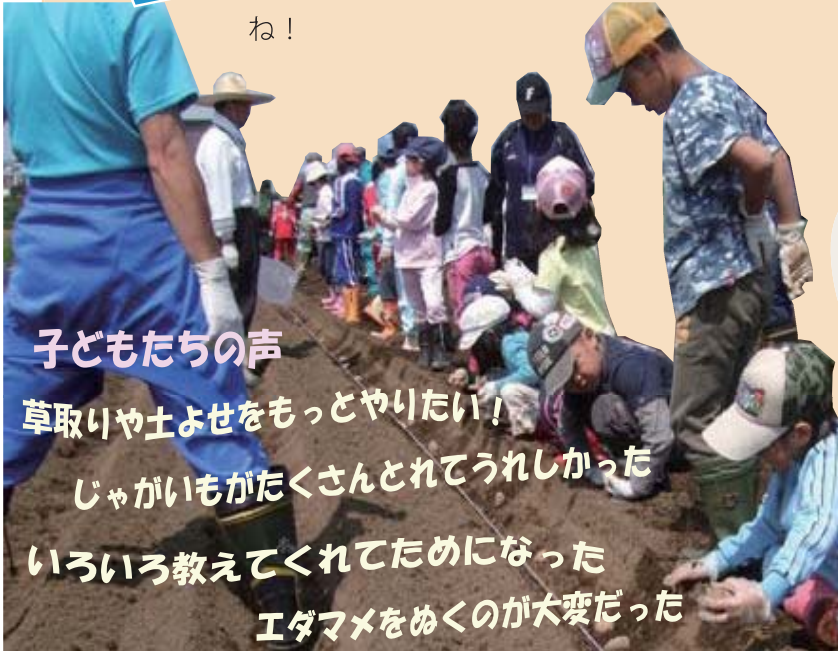
保護者の声

帰ってくるたび、子どもの「感動や驚き」の話を聞くことができ、とてもうれしく楽しかった

これからもこのような活動を続けてほしい



収穫したイモの山



子どもたちの声

草取りや土よせをもっとやりたい！

じゃがいもがたくさんとれてうれしかった

いろいろ教えてくれたためになった

エダマメをめくのが大変だった

選挙人名簿の申請をお忘れなく！

農業委員会委員選挙人名簿は、農家の皆さんから提出していただいた申請書をもとに、毎年1月1日現在で作成します。登録申請書は、平成21年の名簿に登載されている業務主の方に送付していますので、お手元に届いた方は、**登載申請書に必要事項を記入し、農業委員会まで返送してください。**

締切り

1月10日(日)

農業者年金についてお知らせ

農業者年金は、農業者のための公的年金です。将来のために加入しませんか。

- 条件
- ・ 農業に年60日以上従事
 - ・ 国民年金第1号被保険者
 - ・ 20歳以上60歳未満
 - * 農地を持っていない人、配偶者や後継者でも加入できます。
- 特徴
- ・ 積み立て方式
 - ・ 意欲のある担い手には保険料を助成
 - ・ 保険料は全額保険料控除の対象

詳しくは、農業委員会、もしくはお近くのJA窓口へ 農業者年金基金ホームページ <http://www.nounen.go.jp/>

* 受給者のご家族の方へ 受給されている方が亡くなった時は、届出をお願いします。

全国農業新聞のご案内

農業経営に役立つ読みやすい新聞です
毎週金曜にお届けします
購読料月600円
申込は農業委員会まで

